

被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について

長 沼 明*

要約

2015年10月に被用者年金制度は一元化される。共済年金は厚生年金に統一する。

本稿では、まず、被用者年金制度一元化の改正の趣旨と概要について整理した。

次いで、共済年金と厚生年金の制度的な差異を具体的事例を挙げながら明らかにした。あわせて、今回の一元化における制度的な差異の解消方法について、①厚生年金に揃える形での制度的差異の解消、②共済年金に揃える形での制度的差異の解消、③時間的経過を俟つ制度的差異の解消——の3つの視点で整理し直した。

最後に、受給資格要件を判定するうえで、共済年金の加入期間と厚生年金の加入期間を合算して判断するものと、合算しないで判断するものがあることを明らかにし、長期加入者の特例については、受給資格要件を合算しないで判定するが、その妥当性を検討した。

キーワード 被用者年金制度一元化、加入期間
厚生年金、共済年金、長期加入者の特例

目次

1. 一元化の改正の趣旨と概要
 - 1-1 一元化の改正の趣旨
 - 1-2 一元化の概要
2. 共済年金と厚生年金の制度的差異とその解消策
 - 2-1 厚生年金に揃える形での制度的差異の解消
 - 2-2 共済年金に揃える形での制度的差異の解消
 - 2-3 時間的経過を俟つ制度的差異の解消
3. 一元化後において、受給資格要件を判定する上で、被保険者期間が合算されるもの、合算されないもの、についての妥当性の検討
 - 3-1 合算されるもの
 - 3-2 合算されないもの

1. 一元化の改正の趣旨と概要

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）が、2012年8月10日成立し、同年8月22日

に公布された。一元化法は「社会保障・税一体改革」の年金関連法案と位置づけられている^[1]。一元化法の改正の趣旨と概要は、次の通りである。

1-1 一元化の改正の趣旨

総務省自治行政局長が、平成24年9月28日付けで、各都道府県知事宛に通知した「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の公布について」(総行福第260号)において、「第1 改正の趣旨」として、次のように記されている。

「被用者年金制度については、(中略)平成24年2月17日の閣議決定『社会保障・税一体改革大綱』に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、(中略)民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一すること。」

これを受け、例えば、埼玉県市町村職員共済組合理事長は、平成25年3月12日付けで、埼玉県内の市町村長等宛てに、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律等公布について」(埼共済発第439号)を送付している。

この中でも、「一元化法関係について」、「第1 改正趣旨」として、「民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一すること。」と、同じ文言が記されている。

1-2 一元化の概要

一元化法の改正の趣旨を踏まえ、厚生労働省は、2015年10月に施行される一元化法の概要を次の5点にまとめている^[2]。

①厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。

④厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。

ところで、一元化というと、どうしても、一元化という言葉のもつイメージから事務組織もすべて一体化されるという印象を抱くが、実体は決してそうではない。

実務に資する視点を踏まえ、一元化の概要を筆者は次のように整理する。

①一元化とは、公的年金の制度上、2階部分の年金を、厚生年金に統一するということである。共済組合という組織を日本年金機構に統合し、一元化後の厚生年金をすべて日本年金機構が運営するというものではない。地方公務員を例にとると、地方公務員等共済組合法における長期給付（共済年金）については、厚生年金保険法に規定する保険給付（厚生年金）とする、ということである。短期給付（医療保険・雇用保険相当）及び福祉事業（健康増進事業等）については、地方公務員共済組合が従来通り継続して行う。

②国家公務員共済組合や地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団は、実施機関として存続する（一元化後の厚生年金保険法第2条の5）。被保険者の資格の管理、保険料の徴収、年金額の決定、支払などは、被保険者の種別ごとに各実施機関が行う。つまり、一元化後においても、従来通り、各共済組合の加入期間分はその共済組合（実施機関）が事務を行う、ということである。もちろん、厚生年金保険の加入期間分は日本年金機構が事務を行う、ということになる。

③厚生年金に統一されると、共済組合の組合員は、厚生年金保険の被保険者となる。一元化後の厚生年金保険の被保険者の種別は【表1】の通りである。

【表1】被保険者の種別

①第1号厚生年金被保険者	従来からの厚生年金保険の被保険者、 2号・3号・4号以外の厚生年金保険の被保険者
②第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員
③第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員
④第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者

国民年金の被保険者の種別の上に、これを積み重ね合わせると、【図1】になる。

【図1】一元化後の国民年金の被保険者の種別と厚生年金保険の被保険者の種別

厚生年金	第1号 (民間会社の勤務者等) 一日本年金機構一	第2号 (国家公務員共済組合の組合員)	第3号 (地方公務員共済組合の組合員)	第4号 (私立学校振興・共済事業団の加入者)
国民年金	第1号 (自営業者等)	第2号被保険者 (被用者年金制度の加入者)		第3号 (国民年金の第2号被保険者の被扶養配偶者)

(スペースの関係で、第1号被保険者と記すべきところを、ただ単に、第1号と表記している。第2号、第3号、第4号も同様である。)

【図1】をみてわかるように、例えば、市役所に勤務する地方公務員の、一定の要件を満たす被扶養配偶者は、「第3号厚生年金被保険者の国民年金第3号被保険者」ということになる。一元化後は、第3号といっても厚生年金保険の被保険者なのか、国民年金の被保険者なのか、峻別しなければいけない。事務処理にミスの生じにくい表記が求められる。

厚生年金保険の被保険者の種別と実施機関を整理すると、【表2】の通りである。

【表2】被保険者の種別と実施機関

被保険者の種別	実施機関
①第1号厚生年金被保険者	厚生労働大臣 (権限を委任・事務を委託された日本年金機構)
②第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合連合会等
③第3号厚生年金被保険者	東京都職員共済組合、公立学校共済組合、 警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会等
④第4号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

(〔一元化後の厚生年金保険法第2条の5〕をもとに、筆者作成)

すでに述べたように、一元化後は、2階部分の年金を、厚生年金に統一する。被保険者の資格の管理、保険料の徴収、年金額の決定、支払などは、被保険者の種別ごとに各実施機関が行う。つまり、一元化後においても、従来通り、各共済組合の加入期間分はその共済組合(実施機関)が事務を行い、厚生年金保険の加入期間分は日本年金機構が事務を行う、ということになる。

例えば、民間会社に3年勤務(厚生年金加入3年)し、市役所に35年勤務(共済組合加入35年)した人の場合、日本年金機構から3年分の厚生年金が算定され、全国市町村職員共済組合連合会から35年分の‘厚生年金’(平成27年10月1日以後の受給権発生)が算定され、それぞれの年金額が別々に給付されるということになる。年金証書もそれぞれから交付される。

④厚生年金と共済年金の制度的差異の解消については、基本的に厚生年金の制度に揃える形で解消するが、共済年金の制度内容に揃える事項もある。また、共済年金の女子の支給開始年齢及び特定警察職員等の支給開始年齢など、それぞれの制度固有の事由による規定については、従前の仕組みが踏襲されている(2で詳述する)。

従って、厚生年金に5年、共済年金(市役所に勤務)に15年、国民年金に7年加入した昭和33年(1958年)3月3日生まれの女子は、一元化後も、従前の仕組みが踏襲されるため、厚生年金(厚生年金第1号被保険者期間の年金)は60歳から支給されるが、共済年金(厚生年金第3号被保険者期間の年金)は63歳から支給される。

⑤一元化前に発生していた受給権は、原則として、一元化後も、「なおその効力を有する」^[3]。また、一元化前から支給されている年金給付については、原則として、一元化後も、「なお従前の例による」など、多数の経過措置が規定されている^[4]。あわせて、政令による

経過措置については、今後定められるので、給付等に関し未確定の項目が多くある。

⑥一元化により、職域年金相当部分（職域部分、職域加算額ともいう）は廃止になる。しかし、平成27年（2015年）9月30日まで加入していた期間の職域年金相当部分は、一元化後に受給権が発生する組合員にも、これまでの算定式に基づく職域年金相当部分が支給される。

⑦原則として、一元化後においては、年金額はそれまで加入していた年金制度（実施機関）ごとに算定されるが、同一の事由による年金給付については、合算される。

従って、厚生年金と共済年金に加入期間がある受給者の在職支給停止額を算定する場合、厚生年金の基本月額と共済年金の基本月額を合算して、支給停止額を算定する。ここで算定して得られた停止額を、厚生年金の基本月額と共済年金の基本月額の支給額で按分して、それぞれの停止額を算出する。

年金額が一部支給となる場合は、按分によって得られたそれぞれの停止額を厚生年金と共済年金からそれぞれ控除し、停止とならない年金額が別々に支給されるということになる。

⑧すでに年金を受給していながら、在職している受給者の在職年金について、一元化前は、厚生年金の基本月額と共済年金の基本月額を、別々に算定していた。しかしながら、一元化後は、厚生年金の基本月額と共済年金の基本月額を合算して支給停止の算定をする（⑦と同様）。これにより、在職年金の支給停止額が、一元化前と比べ、所定の金額を超える場合には、一元化の日を跨いで、在職しながら受給していた受給者については、一定の激変緩和措置が講じられることになっている。

⑨一元化後は、原則的に、厚生年金及び共済年金に加入していた期間については、年金給付額に反映される。

しかしながら、一元化前は、障がい給付^[5]や在職中の死亡による遺族給付（いわゆる短期要件）については、同一の年金制度（実施機関）に加入していた期間だけが年金給付額に反映されていた。例えば、市役所に勤務していて3年目に在職中（共済組合の組合員期間中）に、私傷病で、死亡した場合、それ以前に民間企業に10年間勤務（厚生年金に10年加入）していたとしても、民間企業にいた期間については、遺族給付に反映されなかった。

しかしながら、一元化後は、この事例でいえば、市役所で在職中（厚生年金第3号被保険者期間中）の死亡であっても、それ以前に勤務していた民間企業の10年間（厚生年金第1号被保険者期間）の厚生年金の加入期間も遺族給付に反映されるということになる。

もっとも、だからといって、遺族給付の支給額（遺族年金）が多くなるとは限らない。在職中に死亡した場合、その年金制度に加入している期間が300月に満たなくても、300月とみなして遺族年金を算定する制度があるからである。

この事例でいうと、市役所で在職していた期間が実際は36月であったが、遺族年金の算定をする際には、300月とみなされる。一元化前であれば、これに市役所に在職していた期間だけの「平均標準報酬額」を基礎に、遺族年金を算定する。

しかしながら、一元化後は、過去に勤務していた民間企業の加入期間とそのときの「平均

標準報酬額」が遺族年金の算定の基礎に反映される。過去に勤務していた民間企業の給与が低いと、結果的に、遺族年金を算定する基礎となる平均標準報酬額が小さくなり、遺族年金の額も低くなる場合もあるからである。

⑩離婚分割にも、一元化の影響は現れる。

一元化前は、例えば、妻（昭和33年3月3日生まれ）が厚生年金の加入期間が5年で、共済年金の加入期間が全くない場合、市役所に38年間勤務（共済年金加入38年）していた夫と離婚し、夫の共済年金の婚姻期間中の標準給与総額を離婚分割しても、妻には共済年金の加入期間が1年以上ないので、妻が65歳に達しないと、離婚分割された共済年金分は支給されない。

しかしながら、一元化後は、被保険者期間を合算して1年以上あれば受給資格があると判定されるので、妻はすでに厚生年金の加入期間が5年あるということであり、共済年金女子の支給開始年齢である63歳（昭和33年3月3日生まれの場合）から離婚分割を受けた共済年金が支給されることになる、と解される。妻が加入していた厚生年金は60歳から支給される。

これまで述べてきたように、年金給付額については、原則的に、他の実施機関に加入していた期間についても合算して算定するが、加給年金額や長期加入者の特例などの受給資格要件を判定する上では、被保険者期間を合算する場合（加給年金額など）と合算しない場合（長期加入者の特例など）がある（3で詳述する）。

⑪一元化後においては、ワンストップサービスが実施される。

現在、厚生年金と共済組合の両方に加入していた人の場合、年金事務所と共済組合のそれぞれに、年金請求書を提出しなければならない。しかも、それぞれに「加入期間確認通知書」を添付する必要がある。

しかし、一元化後は、この手続きが変わる。障がい年金の請求など一部の手続きを除き、原則として、ワンストップサービスが実現する。年金事務所に提出しても、各共済組合に提出しても、どこか一か所に提出すればいいということになる。「加入期間確認通知書」は、原則として、廃止となる。

一元化後の年金相談については、ワンストップサービスが実施され、年金事務所においても共済年金についての基本知識も求められることになる。

2. 共済年金と厚生年金の制度的差異とその解消策

厚生労働省によれば、共済年金と厚生年金の制度的差異については、基本的に厚生年金に揃える形で解消する（1-2 一元化の概要 ②）。

いま、わが国においては、3つの共済年金制度がある。国家公務員共済年金・地方公務員共済年金・私学共済年金である。ひとくちに共済年金と言っても、規定されている法律が異なる^[6]以上、制度内容も一部異なる。また、使用する用語もそれぞれ異なる場合がある。一例として、【年金給付額算定に用いる用語】を示す（【表3】参照）。

【表3】年金給付額算定に用いる用語の差異

被用者年金制度	平成15年3月まで	平成15年4月から	平成27年10月から
(1) 厚生年金	平均標準報酬月額	平均標準報酬額	平均標準報酬額 (統一)
(2) 国家公務員共済年金	平均標準報酬月額	平均標準報酬額	
(3) 地方公務員共済年金	平均給料月額	平均給与月額	
(4) 私学共済年金	平均標準給与月額	平均標準給与額	

このように、共済年金といっても、それぞれの制度内容・使用する用語が微妙に異なるため、本稿では、組合員数が約284万人と一番多い地方公務員共済年金^[7]を例にとり、制度的差異の解消策を論ずる。

なお、【年金給付額算定に用いる用語】についても、平成27年10月1日以後については、平均標準報酬額と厚生年金で使用する用語に統一される。

2-1 厚生年金に揃える形での制度的差異の解消

共済年金には厚生年金にはない、遺族年金の転給制度などがある。これらは、官民較差との根強い批判があった。一元化に際し、これらの制度的な差異について、共済年金が厚生年金の制度に揃える形で制度的解消を図ることとなった。それらの事項をまとめたのが、【表4】である。要点を説明する。

①共済年金は、共済組合の組合員の間は、共済年金の加入者となる。年齢は関係ない。一般の公務員は60歳で定年であり、フルタイムの再任用をしたとしても、組合員となるのは、65歳までである。従って、70歳を過ぎて、現実に共済年金の加入者となっている事例は、市町村長のような事例しか思い当たらないが、仮に75歳になっても組合員であれば、一元化前は、共済年金の加入者となる。長期掛金（厚生年金保険の保険料に相当）を納付すると同時に、在職共済年金の支給停止を受ける。支給停止ラインは28万円なので、原則として、全額停止となる。

一方、厚生年金については、70歳に達した日に、被保険者の資格を喪失する。一般的に、中小企業の社長が、現役で活躍しているときこれに該当し、70歳に達した日に被保険者資格を喪失することが考えられる。

なお、私学共済年金は、すでに厚生年金と同じ取り扱いになっている。

一元化後は、厚生年金の制度に揃えることになるので、共済組合の組合員も、70歳に達した日に、資格を喪失することになる。

②地方公務員の場合、厚生年金保険の被保険者や国家公務員・私学教職員と異なり、これまで標準報酬制を採用していない。従って、標準報酬月額という概念がない。

共済年金の年金給付額を算定する場合においても、基本給（掛金の標準となった給料月額）に手当率1.25を乗じて得た額を基礎に計算している。この基本給には、通勤手当や扶養手当、時間外勤務手当などは含まない（【表4】②参照）。

【表4】 共済年金（地方公務員）と厚生年金の主な制度的な差異

	厚生年金（一元化後）	← 共済年金（現行）
①被保険者の年齢制限	70歳まで	なし
②年金給付の算定の基礎	標準報酬制 (標準報酬月額と標準賞与額)	基本給に手当率(1.25)を乗じて得た額と期末勤勉手当
③(特別支給の)老齢厚生年金・退職共済年金の在職支給停止	<p>■老齢厚生年金受給者が厚生年金保険の被保険者となった場合</p> <p>…60歳前半 [総報酬月額相当額+基本月額] 28万円が支給停止ライン</p> <p>…60歳後半 [総報酬月額相当額+基本月額] 46万円が支給停止ライン</p>	<p>□退職共済年金受給者が共済組合の組合員となった場合</p> <p>…年齢関係なし [基準給与月額相当額+基本月額] 28万円が支給停止ライン</p> <p>□退職共済年金受給者が厚生年金保険の被保険者等となった場合</p> <p>…年齢関係なし [基準収入月額相当額+基本月額] 46万円が支給停止ライン</p>
④障がい給付の在職支給停止	なし	あり
⑤障がい給付・遺族給付の支給要件	保険料納付要件あり	保険料納付要件なし
⑥遺族の範囲	<p>●配偶者、父母、祖父母</p> <p>・妻は年齢要件なし</p> <p>・夫、父母、祖父母は55歳以上ただし、60歳まで支給停止 (夫が55歳以上で受給権があり、遺族基礎年金が支給される場合は支給)</p> <p>●子、孫</p> <p>・18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えるまでの間で配偶者がいない者、もしくは障がい等級1・2級に該当する20歳未満の者</p>	<p>○配偶者、父母、祖父母</p> <p>・妻は年齢要件なし</p> <p>・夫、父母、祖父母は年齢制限なしただし、60歳まで支給停止 (遺族基礎年金が支給される場合は支給)</p> <p>○子、孫</p> <p>・18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えるまでの間で配偶者がいない者、もしくは障がい等級1・2級に該当する者(年齢制限なし)</p>
⑦未支給年金の給付範囲	死亡した者と生計を同じくしていた3親等内の親族 【年金機能強化法施行後】	遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、または遺族がいないときは相続人
⑧遺族年金の転給	なし 先順位者が失権したとき、次順位以下の者がいても、次順位以下の者には支給されない。	あり 先順位者が失権したとき、次順位者がいれば、次順位者に引き続き支給される。
⑨職域年金相当部分	なし	あり

(出典：全国市町村職員共済組合連合会の年金ガイドをはじめ、各共済組合のHPに掲載された情報^[8]をもとに筆者が一部加工して作成)

平成27年10月からは、地方公務員にも標準報酬制が導入される。

これに伴い、長期給付（共済年金）の掛金率も厚生年金保険の保険料率に見直しされる。2014年（平成26年）9月から2015年（平成27年）8月までの埼玉県市町村職員共済組合の長期掛金の掛金率（厚生年金保険の保険料率に相当）は、1,000分の105.7750である。

一方、同じ時期の厚生年金保険の保険料率（一般の被保険者）は、1,000分の87.2である。表面的には、共済年金の長期掛金の掛金率のほうが、保険料率が高いようにみえる。

しかしこれは、地方公務員が手当率を採用していることによる。これに、1.25で割落とした数字をみると、1,000分の84.62となる。厚生年金保険の保険料率よりも低い数字になっている。これが徐々に、引き上げられ、2018年（平成30年）9月には、1,000分の91.5となり、厚生年金保険の保険料と同一になる^[9]。

標準報酬制においても、共済年金（地方公務員共済年金）は厚生年金の制度内容に揃える。

なお、すべての自治体で、標準報酬制への移行に伴う給与システムの改修が予定されている。

③在職年金の支給停止についても、厚生年金の支給停止ラインに揃える。

すなわち、共済組合の組合員期間中は、在職共済年金は、年齢にかかわらず、支給停止ラインが28万円で、いわゆる低在老が適用になっている（[表5]参照）。これが、厚生年金と同じ取扱いとなる。60歳台前半の低在老は変わらないが、60歳台後半の退職共済年金受給者は支給停止ラインが46万円の高在老となる。この点では、在職共済年金の支給停止は緩和されることになる（もっとも、65歳を過ぎて、フルタイムの公務員というのは、考えにくい）。

官民較差のひとつとして批判の強かった、退職共済年金の受給者が厚生年金保険の被保険者等になっている場合の支給停止ラインは、46万円の高在老の適用から、28万円の低在老の適用となる。厚生年金の在職老齢年金の支給停止ラインと同じ金額となる。

これらを表にまとめたのは、【表5】【表6】である。

60歳台前半で退職共済年金を受給しながら在職していた受給者は、一元化後は、支給停止となる場合がある。ただし、一元化の日を跨いで、年金を受給しながら在職していた受給者については、所定額を超えた支給停止額が発生する場合には、一定の激変緩和措置がある。

なお、「基準給与月額相当額」「基準収入月額相当額」の用語は、厚生年金の制度で使用

【表5】一元化前と一元化後の在職共済年金の支給停止

共済年金の受給者		現行制度	一元化後
厚生年金に加入	65歳未満	高在老	低在老
	65歳以上	高在老	高在老
共済年金に加入	65歳未満	低在老	
	65歳以上	低在老	

（一元化後はすべて厚生年金保険の被保険者となる）

（低在老とは、65歳未満の厚生年金保険の被保険者に適用される在職老齢年金の算定式をいう。以下、同じ。）

（高在老とは、65歳以上の厚生年金保険の被保険者に適用される在職老齢年金の算定式をいう。以下、同じ。）

【表6】一元化前と一元化後の在職老齢年金の支給停止

厚生年金の受給者		現行制度	一元化後
厚生年金に加入	65歳未満	低在老	低在老
	65歳以上	高在老	高在老
共済年金に加入	65歳未満	停止なし	
	65歳以上	停止なし	

(一元化後はすべて厚生年金保険の被保険者となる)

する「総報酬月額相当額」と全く同じではない^[10]。

例えば、「基準給与月額」とは地方公務員共済組合の独自の用語で、在職中の各年の5月の給料に手当率1.25を乗じて得た額をいう(ただし、各年の5月の給料とは、1月から8月までの各月については、前年の5月における給料の額をいい、9月から12月までの各月については、その年の5月における給料の額をいう)。

「基準収入月額相当額」についても、在職共済年金の支給停止対象月の、前月の標準報酬月額と前月までの1年間に支払われた期末勤勉手当(標準賞与額)の12分の1を合算した金額をいう。

厚生年金で「総報酬月額相当額」とは、在職老齢年金の支給停止対象月の、当月の標準報酬月額と当月までの1年間に支払われた標準賞与額の12分の1を合算した金額をいうが、おおむね、「基準給与月額相当額」「基準収入月額相当額」に対応する言葉として認識されてきている。

一元化後は、使用する用語及び支給停止対象月の標準報酬月額のとらえる時期についても、厚生年金に統一される。

④共済年金では、在職(共済組合の組合員)中、障がい年金は、原則として支給停止である(いわゆる低在老が適用される。職域年金相当部分は在職中は支給停止となる)。

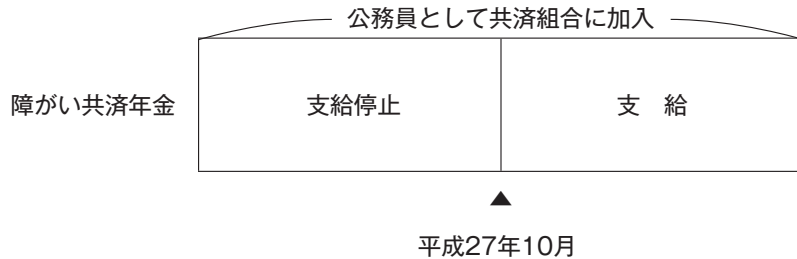
しかし、一元化後は、制度的差異の解消に伴い、厚生年金と同様に、在職中であっても、障がい年金は支給されるようになる。このため、共済組合では、停止解除の準備のため、現在、支給停止中の組合員について、再認定が必要な人には、障がい等級の再認定を行う予定という^[11]。

障がい共済年金の受給権者は、例えば、市役所に勤務している場合、平成27年10月から、市役所から給与が支給されるとともに、障がい年金も受給できるようになる。ただし、職域年金相当部分は、在職中なので、引き続き支給停止となる予定である。

⑤共済年金の場合、共済組合の組合員が在職中に初診日がある傷病で、一定の障がい状態になったり、在職中に死亡すると、障がい給付・遺族給付が支給される。それ以前に、保険料を納めていたか、滞納していたかということは問われない。

しかし、厚生年金の場合、保険料を納めていたかどうかという、一定の保険料納付要件が問われる。例えば、障がい給付の場合であれば、初診日の前日において、初診日の属する月

【図2】一元化移行に伴う在職中の障がい共済年金



の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上ないと、保険料納付要件を満たすことにはならないので、障がい給付は支給されない。あるいは、初診日が平成38年4月1日以前にある傷病については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに、保険料を滞納した期間がないことが、障がい給付の要件となっている（ただし、初診日において65歳未満であること）。

遺族給付については、初診日を死亡日と読み替えて、保険料納付要件を判定する。

例えば、大学在学中に学生納付特例の手続きを行わず、国民年金の保険料も全く納めていなかった人が、平成26年4月に23歳で市役所に入庁したとする。学生結婚をしており、配偶者（23歳）と子ども（2か月）がいる。不幸なことに、この夫が入庁後の1か月後、平成26年5月に病気で急死したとする。

保険料を全く納めず、学生納付特例の手続きもしていなかったが、共済組合に在職中の死亡であり、遺族共済年金は保険料納付要件が問われないので、遺族共済年金は支給される。しかしながら、遺族基礎年金は保険料納付要件が問われるので、2か月の子どものいる妻であるが、遺族基礎年金は支給されない。

同じ事例で、この男性が民間企業に就職し、厚生年金保険の被保険者になっていたとしたら、保険料納付要件が問われ、遺族厚生年金は支給されない。もちろん、遺族基礎年金も支給されない。

一元化後は、当然のことながら、共済組合に在職中でも、保険料納付要件を満たさなければ、遺族給付も障がい給付も支給されないということになる。

⑥遺族の範囲

【表4】の⑥に記載してあるように、遺族の範囲も厚生年金と共済年金では、制度的差異がある。

例えば、小学校の教員である妻（公立学校共済組合の組合員）が、平成26年8月に45歳で、病気で死亡し、50歳の夫（年収500万円程度）が遺族として残されたとする。両親は死亡し、子どももいない。

共済年金では、妻が死亡したときにおける配偶者である夫について、遺族年金の受給権が発生するかどうかを判定する際に、年齢は関係ない。支給開始年齢が60歳から、というだけである（60歳未満は支給停止）。従って、この夫には遺族共済年金の受給権が発生し、実際

に支給されるのは、10年後の60歳からとなる^[12]。

厚生年金では、妻の死亡時における夫の年齢が、遺族年金の受給権が発生するかどうかの要件となっている。妻の死亡時に夫の年齢が、55歳以上でなければ、遺族厚生年金の受給権が発生しない。支給開始年齢は、共済年金と同じく、60歳からである。

従って、同じ事例で、妻が教員でなく、民間企業に勤務していた厚生年金保険の被保険者だったとすると、同じ条件の配偶者（50歳、年収500万円程度、子どもはいない）が夫だったとしても、遺族厚生年金の受給権は発生しない、ということになる。

遺族の範囲についても、一元化後は、厚生年金の制度内容に揃えることになる。

⑦未支給年金の範囲

未支給年金については、共済年金は、死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母だけでなく、これら遺族がいないときは、生計維持関係のない相続人までが給付の対象になっていた。

しかし、一元化後は、厚生年金の給付内容に揃え、死亡した者と生計を同じくしていた3親等内の親族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪など）とする。

⑧転給

共済年金において、遺族の順位は、組合員または組合員であった者が死亡した当時、生計を維持されていた〔1 配偶者及び子〕〔2 父母〕〔3 孫〕〔4 祖父母〕の順位となっている。

先順位者が失権した際に、次順位者がいる場合、次順位者に転給していたが、厚生年金には転給の制度がない。

実際に転給の事例がどのくらいあるかという議論以上に、官民較差のひとつとしてかなり批判が強かった。

この制度は、一元化の日をもって、廃止される。経過措置はない^[13]。

例えば、平成27年9月30日の時点で、第一順位者である配偶者に遺族共済年金が支給されており、第二順位者の父母が存命であったとしても、一元化後に第一順位者である配偶者が死亡すれば、第二順位者の父母には、転給しない。

⑨職域年金相当部分

共済年金の3階部分として批判のあった職域年金相当部分は平成27年9月30日に廃止される。平成27年10月1日から年金払い退職給付となる。

年金払い退職給付は、法律上は、退職等年金給付と呼称される。公務外による障がい年金及び遺族年金はない。退職給付の名称のとおり、退職が給付の要件となっている。在職中は支給されない。原則として、65歳支給であり、60歳から繰り上げて受給することが可能である。

退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金（それぞれ2分の1ずつ）であり、有期退職年金の支給期間は20年または10年となっている（有期退職年金は一時金として受給することも可能）。

なお、一元化の日の前日までに受給権が発生する「職域年金相当部分」については、「職

域年金」または「職域加算額」と呼称し、一元化後に受給権の発生する「職域年金相当部分」については、「旧職域年金」「旧職域加算額」または「経過職域加算」と呼称される見通しである。しかし、実際に、どのような表記が、通称として定着するかは、今後の推移を見守る必要がある。

あわせて、「職域年金相当部分」の遺族共済年金については、現在、退職共済年金の4分の3が支給されているが、2025年（平成37年）10月1日以後1年間に30分の1ずつ減減され、2034年（平成46年）10月1日以後からは退職共済年金の2分の1の支給となる^[14]。

2-2 共済年金に揃える形での制度的差異の解消

共済年金と厚生年金の制度的な差異のうち、共済年金の制度内容に厚生年金が揃える形で解消する事項もある。それらをまとめたのが、【表7】である。要点を説明する。

【表7】共済年金の制度内容に揃える主な事項

	一元化後の厚生年金	← 現行の厚生年金
(1) 退職改定	退職した日から起算して、1月を経過した日の属する月から年金額を改定する	資格を喪失した日から起算して、1月を経過した日の属する月から年金額を改定する
(2) 被保険者期間の計算	厚生年金の資格を取得した月に、その資格を喪失し、同月内に、国民年金の資格を取得したときは、厚生年金の資格はカウントしない (保険料は国民年金のみを負担)	厚生年金の資格を取得した月に、その資格を喪失し、同月内に、国民年金の資格を取得したときは、厚生年金の資格をカウントする (保険料は厚生年金・国民年金両方を負担)
(3) 地方議会議員等の（特別支給の）老齢厚生年金の在職支給停止	在職支給停止の規定を適用 (共済年金については、すでに在職支給停止の適用あり)	在職支給停止の規定なし

①退職改定

厚生年金と共済年金では、年金額の改定月及び在職年金の支給停止の対象月に1月違いが生じている。

厚生年金では年金額が改定されるのは、資格を喪失した日から資格を喪失したまま1月が経過しないと年金額の改定は行われない^[15]。また、資格を喪失した日の属する月は、在職老齢年金の支給停止対象月とされている^[16]。

つまり、厚生年金では、10月末日に退職した場合、資格喪失日は、翌日で11月1日となる。資格を喪失したまま1月が経過しないと年金額の改定は行われないので、この場合、年金額の改定は12月分からとなる。また、資格を喪失した日の属する月は、支給停止対象月となる

ので、この事例では、在職老齢年金の支給停止対象月も11月分までとなり、支給停止が解除されるのは、12月分からとなる。

10月に退職したにもかかわらず、11月は在職の取扱いがなされ、厚生年金は支給されず、12月にならないと厚生年金は支給されなかった。関係者の批判が強かった事項である。

一方、すでに共済年金の受給権がある地方公務員が、4月1日に再任用または再就職して、厚生年金保険の被保険者となり、同年10月31日に退職して、厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、5月分から10月分までの共済年金が支給停止の対象となる。

共済年金では、退職した日から起算して、1月を経過した日の属する月から年金額を改定することとされている。また、在職共済年金の支給停止対象となる月は、退職した日の属する月まで、と取り扱われている。そのため、厚生年金と共済年金では、月末で退職した場合、年金額の改定月及び在職年金の支給停止の対象月に1月違いが生じていたのである。

今回の一元化において、共済年金の制度内容に揃える形で制度的差異を解消したのは、これまで年金相談の窓口で、苦情の多かった事例であり、年金受給者の素朴な感情を踏まえた適切な方策を講ずる必要があると認識したためと思われる。

②被保険者期間の計算

現在は、厚生年金の資格を取得した月に、その資格を喪失し、同月内に、国民年金の資格を取得したときは、厚生年金の資格をカウントしている。保険料は厚生年金も国民年金も両方を負担している。

一元化後は、厚生年金の資格はカウントしないし、保険料も負担しなくてすむ、ということで、特段問題があるようには思われない。しかし、厚生年金保険の被保険者の場合、共済組合の組合員と比べ、転職の機会がより多いと思われる。

転職の谷間に、保険事故が発生したときの課題を、整理しておく必要がある。

例えば、一元化後の平成27年11月1日に、別な会社から新しい会社に就職し、厚生年金保険に加入、同年11月20日に、その会社になじめず退職。翌、21日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失。同年11月25日に国民年金に加入し、保険料を納付した人の事例で考える。

仮に初診日が平成27年11月15日にある疾病で、一定の障がい等級に該当した場合、一元化前であれば、初診日が厚生年金の被保険者期間中にあり、保険料納付要件など必要な要件を満たしていれば、障がい厚生年金が支給される。

しかし、初診日が厚生年金の被保険者期間中にあることは事実とはいえ、一元化後では、厚生年金の被保険者期間とはカウントされない。仮に、障がい厚生年金の受給権の発生を認めたとしても、障がい厚生年金の算定の基礎となる標準報酬月額がゼロ（存在しない）、被保険者月数もゼロとなると、年金額はゼロ円となる。

この事例では、障がい等級が1・2級に該当すれば、障がい基礎年金のみが支給されるということになる、と理解される。

共済年金の制度内容に揃える形での制度的差異の解消であるが、転職の頻度が共済年金より多いと思われる厚生年金での見直しであり、必要な調整が求められる。

③地方議会議員等の老齢厚生年金の在職支給停止

現在、厚生年金を受給している人は、地方議会議員等として活動し、議員報酬を得ているが、厚生年金は支給停止の対象とはなっていない。しかし、一元化後は支給停止の対象となる。共済年金はすでに、現行制度でも、支給停止の対象となっている（高在老が適用）。これに揃える制度解消である。

なお、議員の退職年金については、同じ議会区分の議員に在職中は全額停止である。在職ではない場合は、退職年金の年額と住民税の課税総所得金額（ただし、前年の退職年金及び前年の同じ議会区分の議員報酬を除く）を合算し、700万円を超える場合には、超える額の2分の1の金額が支給停止になる。

2-3 時間的経過を俟つ制度的差異の解消

共済年金の女子の支給開始年齢は、現行制度では、共済年金の男子と同じである（【表8】を参照されたい）。一方、厚生年金の女子は、厚生年金の男子の支給開始年齢と比べ、生年月日で5年遅れの適用となっている（【表9】を参照されたい）。

【表8】〈一般の地方公務員・女子の退職共済年金の支給開始年齢〉

生 年 月 日	給料比例部分	老齢基礎年金
昭和24年4月2日から昭和28年4月1日	60歳	65歳
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日	61歳	65歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日	62歳	65歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日	63歳	65歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日	64歳	65歳
昭和36年4月2日以後	65歳	65歳

【表9】〈厚生年金・女子の老齢厚生年金の支給開始年齢〉

生 年 月 日	報酬比例部分	老齢基礎年金
昭和29年4月2日から昭和33年4月1日	60歳	65歳
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日	61歳	65歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日	62歳	65歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日	63歳	65歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日	64歳	65歳
昭和41年4月2日以後	65歳	65歳

つまり、昭和28年4月2日生まれの共済年金の女子の、年金の支給開始年齢は61歳であるのに対し、厚生年金の女子が61歳支給となるのは、昭和33年4月2日生まれである。

共済年金の女子の支給開始年齢については、厚生年金の女子の支給開始年齢に揃えるという解消策は講じていない。

厚生労働省の説明によれば、「経過措置として存続する」^[17]としている。

昭和41年4月2日以後生まれの厚生年金の女子が、65歳になる2031年（平成43年）4月には、すべての世代が、年金の支給開始年齢が65歳になる。そういう前提があったので、とくに制度の改正を行わずに、時間的な経過を俟つ解消策を選択したものと思われる。もちろん、厚生年金の女子の支給開始年齢に揃える解消策を講ずれば、財源が必要となる。その選択肢は、当初からなかったと思われる。

警察官や消防吏員は、特定の階級以下で、一定の要件を満たして退職した者（特定の公務員）は、同じ生年月日であれば、一般の公務員より、共済年金の支給開始年齢が早い（【表10】を参照されたい）。

例えば、昭和29年11月30日生まれの公務員を例にとると、この者が一般の公務員であれば、61歳に達しないと、給料比例部分の共済年金は支給開始されない。しかし、警察官で、退職共済年金を受ける権利を取得したとき（すでに退職している警察官にあっては、退職のとき）に、「警部」以下の警察官として在職し、かつ、「警部」以下の警察官として引き続き20年以上勤務していたのであれば、「特定警察職員」として、同じ生年月日の一般の公務員と比較して、共済年金の受給開始年齢は早くなる。この事例であれば、60歳から給料比例部分の共済年金が支給開始となり、定額部分の共済年金も64歳から支給となる。

消防吏員であれば、階級が『消防司令』以下の場合に、同様の取扱いとなる。

なお、階級が『警視』以上の警察官、『消防司令長』以上の消防吏員は、一般の公務員と同じ支給開始年齢となる（【表11】【表12】を参照されたい）。

特定警察職員及び特定消防職員の支給開始年齢については、共済年金の女子と同様、共済年金制度固有の事由に基づく規定であり、従前の仕組みを踏襲することにより、とくに摩擦を生ずることなく、時間的経過を俟つ制度的差異の解消策が選択されたものとする。

【表10】〈特定の地方公務員の退職共済年金の支給開始年齢〉

生年月日	給料比例部分	定額部分	老齢基礎年金
昭和24年4月2日から昭和26年4月1日	60歳	62歳	65歳
昭和26年4月2日から昭和28年4月1日	60歳	63歳	65歳
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日	60歳	64歳	65歳
昭和30年4月2日から昭和34年4月1日	60歳	—	65歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日	61歳	—	65歳
昭和36年4月2日から昭和38年4月1日	62歳	—	65歳
昭和38年4月2日から昭和40年4月1日	63歳	—	65歳
昭和40年4月2日から昭和42年4月1日	64歳	—	65歳
昭和42年4月2日以後	65歳	—	65歳

【表11】〈警察官の階級〉

階 級	共済年金上の区分
警視総監	一般の公務員
警視監	
警視長	
警視正	
警視	
警部	特定警察職員
警部補	
巡査部長	
巡査長	
巡査	

【表12】〈消防吏員の階級〉

階 級	共済年金上の区分
消防総監	一般の公務員
消防司監	
消防正監	
消防監	
消防司令長	
消防司令	特定消防職員
消防司令補	
消防士長	
消防副士長	
消防士	

3. 一元化後において、受給資格要件を判定する上で、被保険者期間が合算されるもの、合算されないもの、についての妥当性の検討

年金額を算定する上で、一元化後は、原則として、それぞれの加入期間は給付額に反映されると筆者は述べた（1-2 一元化の概要 ⑨）。

しかし、受給資格要件を判定する上で、合算される被保険者期間と合算されない被保険者期間がある。それらの項目を【表13】にまとめるとともに、一元化の趣旨を踏まえ、妥当性について論じる。

【表13】被保険者期間が合算されるもの・されないもの

合算されるもの	加給年金額・中高齢寡婦加算・振替加算・特別支給の老齢厚生年金の資格要件（1年要件）など
合算されないもの	長期加入者の特例・定額部分の頭打ち（政令で規定する予定） 中高齢者の特例（40歳以後15年の要件）など

3-1 合算されるもの

一元化後においては、受給資格要件について、厚生年金に加入していた期間と共済組合に加入していた期間を合算して判定するものと合算しないで判定するものがある。

例えば、加給年金額を受給資格を判定する場合、被保険者期間は合算される。従って、厚生年金に3年、共済組合に17年、国民年金に5年加入している人は、一定の要件を満たす配偶者がいれば、原則として、65歳から配偶者加給年金額が支給される〔一元化後の厚生年金保険法第78条の27〕。

また、厚生年金の加入期間が8か月しかなく、一方で、共済年金の加入期間が38年ある人

の場合、一元化前においては、厚生年金の加入期間8か月分については、1年以上ないということで、65歳に達しないと支給されなかった。しかしながら、一元化後においては、共済年金の加入期間と合算すると1年以上になるので、昭和29年11月30日生まれの男性であれば、この8か月分は61歳になる平成27年11月に受給権が発生し、日本年金機構から支給されることになる〔一元化後の厚生年金保険法附則（昭29年）第20条第1項〕。

一元化の趣旨を踏まえると、妥当な法改正といえる。

3-2 合算されないもの

長期加入者の特例制度がある。厚生年金または共済年金に44年間以上加入した受給権者が、その年金の加入資格を喪失した場合（退職したということ）、その支給開始年齢に達すれば、報酬比例部分（給料比例部分）だけでなく、老齢基礎年金に相当する定額部分が支給されると同時に、一定の要件を満たす配偶者がいる場合には、配偶者加給年金額も加算される。

平成26年度の支給額で算定すると、定額部分で約77万3千円、配偶者加給年金額386,400円支給額が多くなる。年間で115万円あまり増額となる。

例えば、昭和33年11月30日生まれの男性が、高校卒業後、市役所に入庁し、60歳の定年まで42年間勤務（厚生年金第3号被保険者期間）し、定年後は再任用職員として、短時間勤務（厚生年金保険の被保険者となる）で、引き続き市役所で2年間勤務（厚生年金第1号被保険者期間）したとする。

被保険者期間が合算されるのであれば、長期加入者の特例（44年以上）に該当することになる。年金が支給開始となる63歳から、報酬比例部分の年金だけでなく、定額部分と一定の要件を満たす配偶者がいれば、配偶者加給年金額も支給される。

被保険者期間が合算されないのであれば、日本年金機構から2年分の報酬比例部分の厚生年金（厚生年金第1号被保険者期間）と共済組合から42年分の給料比例部分の共済年金（厚生年金第3号被保険者期間）が支給されることになる。一元化前と変わらない給付内容である。

結論を述べると、長期加入者の特例については、一の実施機関の加入期間で判定すると規定されている〔一元化後の厚生年金保険法附則（昭29）第20条第2項〕。

つまり、厚生年金というひとつの実施機関にのみ44年以上加入するか、あるいは共済年金（共済組合）というひとつの実施機関にのみ44年以上加入するかの要件を満たさないと、長期加入者の特例の要件を満たしたことはない、というのである。

厚生年金と共済年金の加入期間を合算して、それが44年に達していたとしても、一の実施機関の加入期間ではないということで、長期加入者の特例については、受給資格要件を満たしたとは判定しない。

厚生年金と共済年金に共通する受給資格については、加給年金額についても、中高齢寡婦加算についても、厚生年金と共済年金の加入期間を合算している。

制度的な差異については、いずれかの制度に揃える形での解消策を講じている。

今回の一元化で、制度的な差異を解消しないのは、それぞれの制度固有の事由に基づく規定であり、すでに経過措置が講じられており、いずれ制度的差異が解消されることが時間的経過とともに明らかな事項については、従前の仕組みを存続し、時間的経過を俟って制度的差異が解消される方策を選択した場合である、と筆者は分析した。

長期加入者の特例については、厚生年金と共済年金に共通する制度である。それぞれの制度固有の事由に基づく規定ではない。長期加入者の特例は、たしかに44年以上の加入を要件としており、64歳までに44年の受給資格要件を満たすと同時に、それまでに支給開始年齢に達する者でないと、この定額部分と加給年金額を受給できるという‘特例’に該当しない。ということは、男子であれば昭和36年4月2日以後生まれ、厚生年金の女子であれば、昭和41年4月2日以後生まれの者は、この‘特例’に該当しないということである。そういう点では、時間的経過を俟って、制度の対象者が自然といなくなる方策を選択したのかもしれない。

しかしながら、一元化の制度設計全体を俯瞰したときに、この長期加入者の特例だけは、合算しないことに合理的理由を見いだすことはむずかしい、と筆者は判断している。

(本稿は、2014年10月3日までに筆者が得られた情報をもとに執筆している。今後制定される政省令の内容によっては、異なる解釈の可能性があるとすることを付記する。ご了承願いたい。)

[注]

- [1] 厚生労働省、年金制度の改正について（社会保障・税一体改革関連）、<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/topics/2012/tp0829-01.html>（〔参照日〕2014年10月3日閲覧）。「このページでは、平成24年の年金制度改正（社会保障・税一体改革関連）についての情報を順次掲載していきます。」と記している。
一元化法以外には、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）[いわゆる、年金機能強化法]、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）[いわゆる、特例水準解消法]、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」（平成24年11月16日成立）[いわゆる、年金生活者支援給付金法]が、社会保障・税一体改革関連として掲載されている。
- [2] 厚生労働省、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号）＜主要項目＞、http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/topics/2012/dl/0829_01_11.pdf（〔参照日〕2014年10月3日閲覧）。
- [3] 例えば、「一元化後の厚生年金保険法 附則（平二四）」の〔(改正前地共済法による給付等)第61条施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付……については、なおその効力を有する。〕（下線は筆者）
- [4] 例えば、「一元化後の厚生年金保険法 附則（平二四）」の〔(端数処理に関する経過措置)第9条改正後厚生年金保険法第35条第1項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う保険給付を受ける権利の裁定又は保険給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて

行う保険給付を受ける権利の裁定若しくは保険給付の額の改定又は長期給付を受ける権利の決定若しくは長期給付の額の改定については、なお従前の例による。】（下線は筆者）

- [5] 本稿では、「障害」を「障がい」と表記する。
- [6] 国家公務員共済年金は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）。地方公務員共済年金は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）。私学共済年金は、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）。
- [7] 地方公務員共済組合の組合員数は約284万人、国家公務員共済組合の組合員数は約106万人、私立学校教職員共済の加入者数は約50万人。いずれも平成25年3月末現在。
『平成26年版 厚生労働白書』, p236
- [8] 警察共済組合、年金制度改革, <http://www.keikyo.jp/nenkin01.php?jnl=10>（〔参照日〕2014年8月12日閲覧）など。
- [9] 一般的には、労使双方で負担する1,000分の183（保険料18.3%）で、統一すると伝えられているが、これを折半すると、本文中にあるように、1,000分の91.5となる。
- [10] なお、詳細は、長沼「地方公務員の再任用制度と年金」『自治総研』地方自治総合研究所, 2014年2月号 通巻第424号を参照されたい。
- [11] 『教職員のための共済フォーラム』, 2014年9月号, p12。『地方共済』, 2014年夏号, p6。
- [12] なお、一元化後であっても、この遺族年金は支給される。以下が、【根拠条文】となる。
[一元化後の厚生年金保険法 附則（平二四）]
（改正前地共済法による給付等）
第61条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付……（中略）……については、なおその効力を有する。
- [13] 以下が、【根拠条文】となる。
[一元化後の厚生年金保険法 附則（平二四）]
（遺族の範囲の特例）
第55条 施行日の前日において遺族（改正前地共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）である配偶者、子、父母又は孫が改正前地共済法の遺族共済年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。（一部文言を加除している）
- [14] 【根拠条文】
（国共済）
国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律による改正後の国家公務員共済組合法附則（平二四）第36条
（地共済）
地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による改正後の地方公務員等共済組合法附則（平二四）第60条（私学共済）
私立学校教職員共済法第48条の2
- [15] 【根拠条文】 現行の厚生年金保険法 第43条第3項及び第14条第2号
- [16] 【根拠条文】 現行の厚生年金保険法 第46条第1項及び厚生年金保険法施行令第3条の6
- [17] 厚生労働省、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号）〈制度的な差異の解消〉, http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/topics/2012/dl/0829_01_11.pdf（〔参照日〕2014年10月3日閲覧）。

Summary

Issues on Unification of the Employees' Pension Schemes

Akira Naganuma

The Employees' Pension Schemes will be unified in October,2015.

Mutual Aid Pension will be unified into the Employees' Pension system for corporate workers.

Mutual Aid Pension is now divided into three systems ; Mutual Aid Association for National Government Employees, Mutual Aid Association for Local Government Employees, and Private School Mutual Aid System. But they will be unified into the Employees' Pension Insurance for company workers.

In this text, first of all, the purpose and the outline on the Unification of the Employees' Pension are arranged. Next, the system difference and the unification between the Mutual Aid Pension and the Employees' Pension system are clarified while showing some concrete cases. There are three methods for the unification of the system content. One is a method of putting the system content of the Mutual Aid Pension together on the Employees' Pension system. This is a principle. However, there are some items to put the system content of the Employees' Pension system together on the Mutual Aid Pension, too. And, the third is a transitional measure, leaving the system content just as it is for the time being. It is the method that the system content is standardized when a period of time passes.

Finally, I will point out that one eligible qualification for pension benefits is combined the periods of enrollment in Employees' Pension system with the periods of enrollment in the Mutual Aid Pension, but other eligible qualification is not combined. I will think that the benefits for 44 years or more enrollment in Employees' Pension should be combined the periods of enrollment in Employees' Pension system with the periods of enrollment in the Mutual Aid Pension.

Keywords Unification of the Employees' Pension Schemes,
Periods of enrollment in Employees' Pension Plan,
Employees' Pension, Mutual Aid Pension,
Benefits for 44 years or more enrollment in Employees' Pension

(2014年11月20日受領)